仕様書

１．件名　教室用カーテン及び保健室用品クリーニングの複数単価契約

２．業務場所　門真市立各学校（学校所在地は別紙のとおり）

３．契約期間　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

４．契約方法　品目及び規格ごとに単価を設定する複数単価契約とする。

５．業務内容

市内各学校において、教室用カーテン及び保健室用品を回収し、クリーニングを行った上で、各学校へ納品するものとする。なお、回収及び納品の日程については、各学校と調整の上、実施するものとする。

６．予定数量及び規格

〇教室用及び保健室用

品目	規格	見積単位	予定数量
カーテン（化繊）	遮光性なし	１㎡あたり	21 枚
	遮光性あり	１㎡あたり	40 枚

〇保健室用

品目	規格	見積単位	予定数量
包布	シングルサイズ相当	１枚あたり	７枚
シーツ	シングルサイズ相当	１枚あたり	13 枚
ピロケース	標準サイズ相当	１枚あたり	９枚
タオルケット	シングルサイズ相当	１枚あたり	10 枚
毛布（一重・二重）	シングルサイズ相当	１枚あたり	21 枚
肌掛け夏布団（薄）	シングルサイズ相当	１枚あたり	12 枚
掛布団（化繊・綿・羊毛）	シングルサイズ相当	１枚あたり	22 枚
敷布団（化繊・綿・羊毛）	シングルサイズ相当	１枚あたり	31 枚

※規格に記載する寸法は目安とする。

※教室用カーテンの予定数量は、予算額を参考にした見込み数量である。

※保健室用品の予定数量は、過去２年間の実績平均による。

※いずれも予定数量であり、実際の発注数量を保証するものではない。

７．支払条件

完了払

８．留意事項

（１）回収及び納品は、各学校と事前に日程を調整した上で行うこと。

（２）回収した物品は、他の学校の物品と混在しないよう適切に管理すること。

（３）クリーニング後の物品は、回収した学校ごとに仕分けし、各学校へ納品すること。

（４）クリーニング業務によって生じた破損、紛失等については、受託者の責任において対応すること。

（５）その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

９．見積書提出に際しての注意事項

・見積書には、仕様書に定める各品目及び規格ごとの単価（税抜金額）を記載すること。なお、当該単価に消費税及び地方消費税相当額（100 分の 10）を加算した金額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を単価契約金額とする。

・クリーニングに係る回収、運搬、納品等に必要な費用は、見積金額に含めること。

・見積書の宛名は門真市長とし、代表者を記名すること。